責任と自由

―『存在の彼方へ』における善の無起源性をめぐって―

Responsibility and Freedom

— On the Anarchy of the Good in Otherwise than Being —

平 石 晃 樹 Koki HIRAISHI

目 次

- 1. はじめに
- 2. 善とその無起源
- 3. 善への服従
- 4. 責任に担われた自由
- 5. おわりに

1. はじめに

1974年の著作『存在するとは別の仕方で あるいは存在の彼方へ』(Autrement qu'être ou au-delà de l'essence)¹の「あらすじ (argument)」に当たる第1章において、レヴィナス (Emmanuel Levinas, 1906-1995) は、後に展開される議論を先取りしながら、次のように述べている――

「[…]〈善〉は〈自由〉に対しては与えられない。すなわち、〈善〉は、私がそれを選ぶより前に、私を選んでしまっている。誰ひとりとして自分自身の意志によって善であるひとなどいない。主体性は、〈善〉を選ぶ時間を持たず、それゆえに、〈善〉が発する光線に知らぬ間に貫かれてしまう。このことは、非一自由の形式的な構造を描き出す。にもかかわらず、主体性は、この非一自由が〈善〉の善さによって例外的な仕方で贖われるのを目の当たりにする。誰ひとりとして自分自身の意志によって善であるひとなどいないとしても、誰ひとりとして〈善〉の奴隷ではないのだ。」2 (AE 25)

善をめぐる著者の主張が凝縮された一節でまず語り出されているのは、自由に対する善の先行性である。私は自由な意志に基づいて善を選びとることはできない。むしろ善こそが私の「知らぬ間に」「私を選んでしまっている」。このことは、換言すれば、私は善に対して「非一自由」であることを意味する。しかし、善を自由に選びとることが不可能であるか

らといって、私はいわば「〈善〉の奴隷」と化すわけではない。なぜなら、まさに「〈善〉の善さ」によって、善に対する私の非自由は「例外的な仕方で贖われる」からである。

だが、自由に対する善の先行性、そして、そこか ら帰結する善の選択不可能性というレヴィナスの主 張は、即座に理解可能なものだとは言い難い。それ は、次のような一連の問いを喚起するように思われ る。善が知らぬ間に私を選ぶのだとすれば、私は徹 底的に善に対して受動的である。これは、私は善で ないことができない、ということを、望むと望まず とに関わらず善でしかあり得ない、ということを帰 結しはしないだろうか。とすれば、私の善さは、私 が与り知ることのできない善の選びという出来事に よって、一方的に、もっと言えば機械的に、決定さ れることになってしまうのではないだろうか。けれ ども、例えば誰かに強制された「善行」は、その実、 「善き行為」として評価され得ないのと同様、善に対 する私の徹底した受動性は、私の善さを問う余地を 奪い取ることになってしまうのではないだろうか。

これらの問いに対して、トルネイは、レヴィナスは「決定論を否定していない」(Tornay 1999, p.305)との解釈を提示している。彼によれば、レヴィナスにおける善の概念は、倫理的命令の発生源としてのみならず、主体の構造それ自体を形づくるものとしても理解される。だから、善による主体の選びは気まぐれに生じるのではない。主体はその構造からして善を内に含み、善に選ばれることを決定づけられているのである。もちろん、先に確認した

ように、主体の善に対する非自由は善の善さによって贖われるものであるともレヴィナスは述べていた。それゆえに、主体を選ぶ善の決定論は「まったくもって独自のもの」である。このような診断をトルネイは最終的に下している(Tornay 1999, pp.393-395)。

彼のこのような見解は、「〈同〉の内なる〈他〉(1' Autre dans le Même)」として定式化される、『存 在の彼方へ』における主体概念についての次のよ うな解釈と親和的である。〈他〉の〈同〉への内部 化という点に『全体性と無限』から『存在の彼方 へ』への「転回」を見るブレジスは、「〈同〉の内 なる〈他〉」という定式を〈同〉の〈他〉への「融 合」ないし「同一化」として読み解いている (Brezis 2012, pp.89-97)。〈同〉は、距離をとることができ ないほどに、不断に〈他〉に晒されている。これは、 具体的には、他者にとり憑かれ、当の他者への応答 を絶えず促されている主体のあり方を描きとるもの である。他者からみずからを閉ざすことができず、 なおかつ、その他者に応答するよう仕向けられた主 体、それはまさに、善に選ばれることを決定づけら れた主体と重なり合う。

しかし、善を主体の構造的な核として提示し、以ってレヴィナスの決定論を帰結することにはいくつかの難点が伴う。

まず、「『倫理的経験』の『超越論的基盤』を構築 すること」(AE 231f.) が『存在の彼方へ』の目的 ではないとレヴィナスそのひとが断言しているよう に、善が主体に予め構造化されているからこそ、そ の都度の「倫理的経験」が可能になる、という図式 で善と主体との関係を捉えることはできない。次 に、「主体の内に善がある」という主体についての 存在論的な記述は、とりもなおさず善を存在の地平 に連れ戻すことに他ならないが、対して、レヴィナ スによれば、善と「存在との断絶」の内にこそ、善 の善さの「例―外的で常軌を―逸した性格」が認め られるとされる (AE 36)。 そして最後に、「責任と いう倫理的状況は倫理を出発点としては理解されな い」(AE 191) と明言されているように、「〈同〉に おける〈他〉」という定式における〈他〉は、主体 が倫理的責務を負う他者には必ずしも限定されな い。レヴィナスは実際、倫理とは一見して関連のな い、味覚等をはじめとする感受性やそれを備えた身 体性の分析を通じて、主体概念を彫琢しようとしている(cf., Tengelyi 2014, pp.272-281)。とすれば、『存在の彼方へ』における主体概念を、いかなる時も他者に応答するよう差し向けられた、いわゆる倫理的主体に切り詰めて理解することはできないはずである。以上の理由から、善を主体の構造の中心的契機として捉え、当の主体を善でしかあり得ないものとして把握することは適切ではないことになる。

ここで改めて思い起こすべきは、主体の自由に対する善の先行性が善に対する主体の奴隷化を招くわけではないとも、レヴィナスは等しく主張していたことである。そして、その理由は、善がまさに善いものであるがゆえに、善の選びに対する主体の非自由は贖われる、という点に求められていた。実際、この非自由の贖いの内実を示すべく、『存在の彼方へ』の「論述(exposition)」部において、レヴィナスは、善による選びを通じて開示される自由について論究している。このことを勘案するならば、レヴィナスは、自身の論が決定論として理解されることをむしろ防ごうとしていた、と解釈することが妥当ではないかと考えられる3。

このような見立てのもと、以下ではまず、「善の無一起源(l'an-archie du Bien)」(AE 120)性という概念を軸として、『存在の彼方へ』における善のさらなる規定を把握することから議論を再開する(2)。次に、善と主体との関係に焦点を当て、善に対する主体のいかなる非自由が問題となっているのかを明らかにする(3)。最後に、善の選びを通じて主体にどのような自由が開示されるのかを検討しながら、主体の非自由が善の善さによって贖われるということの具体的な意味を明確にする(4)。これらの議論を経て、善の選びを起点とするレヴィナスの語る倫理が、なぜ、また、どのような意味において、善に対する主体の奴隷化を帰結することにはならないのかが示されることになるだろう(5)。

2. 善とその無起源

よく知られているように、善をめぐるレヴィナスの思考の根幹を成すのは、『国家』篇(509b)における「存在の彼方」の「善」というプラトンの表現である。この表現は、その初期の哲学以来、存在からの脱出を標榜するレヴィナスの思考そのものを導

く指針の一つであり続けてきた⁴。しかし、『存在の 彼方へ』においてはさらに、善についての省察が他 の著作に比して前景化するとともに、善がいかに主 体に関わるか、という点が主題化されるに至る。そ して、まさにこの論点をめぐって、レヴィナスはプ ラトンからの明示的な差異化を図っている(cf., AE 36)。すなわち、善は、想起可能なイデアとしてで はなく、存在ばかりでなく想起の対象からも切り離 されることで、「現在となることも再現前化される こともあり得ない」(AE 25) もの、つまり、「記憶 され得ないもの」(AE 26) として捉え返されるの である (cf., Barash 2006, p.127)。自身の記憶をい くら遡っても見出されないはずの善がなお主体に関 わり得るとすれば、それは、主体にとっては、「起 源 (-archie)」を「欠いた (a-)」もの、つまり、「無 一起源 (an-archie)」のものとして到来することに なる。実際、レヴィナスは次のように述べている― ─「その善さにおいて支配する〈善〉は、たとえ想 起された現在であろうとも、意識の現在の中に入り こむことはあり得ない。意識において、〈善〉は無 起源である」(AE 88)。

こうした善の無起源性をもとに、善をめぐるさら にいくつかの規定が導出される。第一に帰結するの は、既に概観された、主体の自由に対する善の先行 性と選択不可能性である。そして、第二に、善は、 まさに無起源なものとして主体に到来する以上、主 体の「自然本性の傾向」(AE 90) や「利他的な意 志」(AE 177) に基づくものではない、ということ が導かれる5。というのも、これらによって善を基 づけることは、善の起源を主体の側に位置づけるこ とに他ならないからである。第三に、善の方こそが 「私を最初に選んでしまっている」(AE 195)以上、 善の選びそのものを主体は能動的に拒否したり受け 入れたりすることはできないことになる。つまり、 主体が善に選ばれるとは、「選択に提示される善と 悪という両極的な価値より前に、主体は〈善〉へ と委ねられてしまっている」(AE 194) ということ をまさに意味するのである。レヴィナスは、「選び (élection)」(AE 32) ないし「任命 (assignation)」 (AE 196) という語で、善のはたらきかけに対する 主体の根底的な受動性を表現している6。

善をめぐる以上の規定は、いずれも否定的な特徴づけである。だが、レヴィナスによれば、善は、「他

者に関わるよう私に命令を下」し、他者に対する 「責任を喚起」することで、「肯定的なものと化す」 (AE 26)。実際、意志的選択を逃れるという善の規 定は、「自由を超えて[…] 負う」(AE 194) 責任 のあり方を描きとるものである。通常の「応答の理 法 (le logos de la réponse)」(AE 162) にしたが えば、自分の自由な行為の結果についてのみひとは 責任を負うと考えられる。対して、善の無起源性 は、「先行するどのような関与によっても正当化さ れない」(AE 162, cf., AE 173) という仕方で課さ れる責任の独特なあり方を明るみにもたらすことを 可能にする7。『存在の彼方へ』においてしばしば援 用される表現を用いれば、そのような責任は、「借 用に先だつ負債」(AE 178) や「過ちに先だつ告発」 (ibid.) のようにして課されるとも言える。このよ うに、善の無起源性という否定的な性格は、「責任 の肯定性」(AE 26) へと送り返されるのである。

『存在の彼方へ』において、責任を負わされた主体が「迫害された者」と名づけられる理由の一端は、まさに責任の独特な課され方の内に存する。というのも、「迫害されている」ということは、まさに、「私は何もしていないのに、絶えず私は問い質されてしまっている」という事態を指すからである(AE 180)。善が主体の記憶の手前から到来するという側面を際立たせれば、迫害された者としての主体は、善による選びを、あたかも「トラウマを与えるかのような一撃(un coup traumatisant)」(AE 90)をくらうかのようにして被る、と言うこともできるだろう。ともあれ、以上より、善の無起源性という概念は、責任をめぐるレヴィナス独自の思考とそれを記述するための用語法を支えるものであることが諒解されるであろう。

だが、ここで次の点に注意を払う必要がある。すなわち、レヴィナスは、善による選びの様相を「奴隷なき、奉仕の必然性」(AE 91)として規定している、という点である。他方で、すでに見たように、レヴィナスは、こうした「必然性」が〈善〉への「奴隷」状態には帰着しないことを力説してもいた。ここで、前節で概観された決定論の問題が回帰してくる。すなわち、なぜ善の選びの必然性が私を善の奴隷に仕立てる結果にはならないのだろうか。レヴィナスは、『存在の彼方へ』の出版に先だって1968年に発表された論文「ヒューマニズムと無一起

源」(《Humanisme et an-archie》)⁸において、この 問いを検討している。次節では、この論考を手がか りにしながら考察を進めることにする。

3. 善への服従

「ヒューマニズムと無一起源」において、レヴィナスは、善による選びの必然性を他者に対する「責任から逃れられないということ」(HA 84)として具体化した上で、そうした責任の忌避不可能性は、善に選ばれた者の「隷従(servitude)」(*ibid.*)を意味することになるのか、と自問している。この問いに答えるためには、ある事態が「隷従」と言われ得るための条件をまずは明らかにしなければならない。そこで、以下の一節に着目してみよう——

「他による決定(détermination)が隷従と呼ばれるには、決定されるもの(le déterminé)は、それを決定するもの(le déterminant)に対して、他であり続けなければならないであろう。実際、純然たる決定論(le déterminisme pur et simple)においては、ある秩序の統一性を成す項のいずれに対しても隷従は存在しない。だが、決定されるものが決定するものに対して他であり得るためには、決定されるものは自由でなければならない。つまり、決定されるものは、決定するものによって決定され、両者は同時に存在していた、という現在の記憶を留めているのでなければならないのである。」(ibid.)

引用文でレヴィナスは、隷従は自由をその条件とする、という、一見して逆説的な主張を展開している。隷従とは他の何ものかに決定されることである。しかし、例えば歯車のようなある統一的な全体性を形づくる秩序のもとでは、当の秩序を構成する個々の項(歯車の個々の歯)のいずれについても、隷従を語る余地はない。というのも、そこに認められるのはひとつの「純然たる決定論」にすぎず、各々の項は、その存在からして既に、秩序の調和に溶け込んでしまっているからである。したがって、他の何かに決定されることが隷従と呼ばれるには、「決定されるものは、それを決定するものに対して、他であり続けなければならない」。

だが、上の一節によれば、それだけでは十分ではない。決定されるものがそれを決定するものに対してはじめだけ他であり、しかる後に両者を分かつ他性が消失してしまうとすれば、「純然たる決定論」と同じ事態に舞い戻ってしまうからである。そこで、二つ目の条件がつけ加わる。すなわち、決定されるものは決定するものに対して他であり続けるのでなければならず、そのためには、「決定されるものは、決定するものによって決定され、両者は同時に存在していた、という現在の記憶を留めている」必要がある。より端的に言えば、隷属が成立する時、決定されるものは、どんなに僅かであっても「自由でなければならない」のである。

ところで、目下問題になっている善による選びにおいては、私の自由に先だって私は善に選ばれるのであった。論文「ヒューマニズムと無一起源」においても、同様の論点が確認されている。すなわち、「決定するもの」としての「〈善〉」は、「選択の対象ではなく」、「選択に必要な時間 […] を主体が持つよりも先に主体を捉えてしまっている」(HA 85)。ならば、この選びの「絶対的な受動性」においては、「決定する項は、決定されるものに対して、想起においてさえ、決して現前することはない」(HA 84f.)。このように、そもそも隷従の条件を満たさない以上、善による選びは、一見したところ、「決定論に等しい」(HA 85)ものであるかに見えることになる。

しかし、善による選びは「決定論か隷従かという 二者択一の手前に見出される」(ibid.)とレヴィナス は続けざまに注記することで、それは、例えば機械 仕掛けの人形を統御する純然たる決定論とは同一視 され得ない、と強調している。『存在の彼方へ』にお いても、この主張は堅持されている。善の選びが課 す「拘束」は、「『別様ではあり得ない』という必然 性」からも、「意志が置かれた状況、他の諸々の意 志や欲望、あるいは他者たちの意志や欲望によって 意志に課される拘束」からも等しく区別される(AE 191f.)。一方で、善に選ばれることは、自由な主体 を前提としてそれに何らかの仕方で押しつけられる ような拘束ではない。というのも、まさに主体の自 由に先だって善は主体を選ぶからである。他方でし かし、善の拘束は、例えば「エネルギーに従属した 質量に機械的な仕方で刻印されている因果性」(AE 196)においてそうであるように、「『別様ではあり得ない』という必然性」に由来するものでもない。

では、善による選びが課す拘束の独特な様相をいかに理解すればよいのだろうか。レヴィナスは、善に対する主体の「服従 (asservissement)」(HA 85)を隷従一般から慎重に区別することで、この問いに答えようとしている。

第一に、隷従は自由を前提とするのに対し、善は主体の自由に先だって主体を掌握する。よって、善への服従は「隷従なしに従うこと(l'obéissance sans servitude)」(HA 89)として把握されなければならない。しかし、善に対する主体の服従は、「決定論か隷従かという二者択一の手前」における「従うこと」である以上、それは、ある意味では、隷従よりもさらに従うことの度合いが甚だしいものであると言える。つまり、「善による掌握ほどに完全な服従はない」(HA 85)。

第二に、「選択をあふれ出る責任の服従させる性 格[…] は命令する〈善〉の善さによって打ち消さ れる」(ibid.) ことからしても、善への服従はやは り隷従一般とは異なる。レヴィナスは、この引用に おける「打ち消される」ことの意味を次のように敷 衍している。すなわち、善は、「〈他者〉の顔を私に 啓示し、その顔へと私が関わるよう命じることに よって、けれども同時に私を私から解放することに よって (en me libérant de moi) 隷従を (いっそう ひどくする〉」(HA 120, note 14)。この引用で述べ られている通り、善に選ばれた主体の非自由の打ち 消しは、善への服従の端的な解消とは同一視されな い。それは、むしろ以下のような両義的な事態を指 している。一方で、「善によって支配される」(HA 86) 中で、「〈他者の顔〉」が「私に啓示」され、そ の他者に対して、私は、「解消することも取り消す ことも拒むこともできない責任」(ibid.)を負う。 その時、私は、善に対して服従するのみならず、他 者に対する忌避できない責任を課せられることで、 他者に対してもまた服従することになる。だからこ そ、善に選ばれることで、私の服従は「いっそうひ どく」なる。しかし他方で、善への服従は「私を私 から解放する」。詳細は次節で検討するように、レ ヴィナスは、この「解放する(libérer)」と呼ばれ る事態の内に、「自由 (liberté)」の開かれを看取し ている。とすれば、善に対する主体の非自由が打ち 消されるとは、当の非自由の解消とは別の仕方で、 私に自由が開かれる、という事態を意味していると 考えられる。以上より、服従の激化と自由の開示と いう両面が善への服従の内に認められるからこそ、 善に対する主体の服従は、隷従一般からも決定論的 強制からも区別される、というレヴィナスの主張の 骨子が、形式的にではあるが、理解されることにな るだろう。

『存在の彼方へ』においてもまた、レヴィナスは、 「打ち消す」という表現を改めつつ、同様の発想を 再び取りあげている。すなわち、善の善さそのもの が善の選びに対する主体の非自由を「吸収」(AE 197) し、「贖う (racheter)」⁹ (AE 25, 32, 197)。 そ れゆえ、善による選びは、善に選ばれた者の「疎外」 や善に対する「奴隷」化を招くことはない(cf., AE 111. 167. 181. 212)。もちろん、善に選ばれること を免れ得ないという非自由を贖うために主体が善を 為すわけではない。その場合、善は主体の非自由を 打ち消すための手段に縮減され、結果、主体こそが 善を選ぶことになってしまうからである。先に見た ように、主体はあくまで、善に選ばれることで生起 する服従の激化に巻き込まれる以上、問題の贖いは、 非自由のたんなる帳消しとは決して混同されてはな らないのであった。では、善による非自由の贖いと は一体何を意味するのであろうか。この問いに答え るためには、自由に先だつ善の選びという出来事か ら、激化する服従のただ中でどのような自由が主体 に開示されるのかが明らかにされねばならない。

4. 責任に担われた自由

前節では、論文「ヒューマニズムと無一起源」に 依拠しながら、善への服従という事態の内に、他者 への責任の授受による服従の激化と自由の開示とが 同居していることが確認された。なお残る問題は、 この自由の内実である。「『有限な自由』」と題され た『存在の彼方へ』のセクションにおいて、レヴィ ナスは次のように述べている——

[[…] 誰にもとって替わられることのできない、唯一選ばれた者としての主体において、存在論的には不可能なことではあるが、自由のある様態が引き裂かれ得ないはずの存在性(essence)を断

絶させるのである。」(AE 198)

私が善に選ばれるということは、他者に責任を負う「誰にもとって替わられることのできない、唯一選ばれた者としての主体」として私が任命されることである。そのうえで、この一節では、責任主体として任命されるという出来事に含まれる二つの事がらが語り出されている。すなわち、第一に、責任の主体として任命されることで「自由のある様態」が開かれ、そして、第二に、その自由によって「引き裂かれ得ないはずの存在性」が「断絶」される、ということである。

後者から検討を始める。レヴィナスによれば、存 在性とは、「存在することへの固執というその一途 さにおいて、存在性を中断しにやって来る無のあら ゆる間隙を埋めてしまう | (AE 199) という、存在 の根本的なはたらきを意味する。ちょうど、あるも のの無が別のものによる代替によって埋め合わされ るように、存在性においては、「何も失われず、何 も創られない、という厳密な勘定計算」(ibid.)が 支配し、「無償なものはなにもない([r] ien n'est gratuit)」(AE 16)。存在性の地平においては、自 由と責任との対は、「実現された自由とそれに対す る責任とが正確に対応する」(AE 199) という仕方 で理解される。みずからが自由に為したことの結果 にのみ責任をもつ、という常識的な発想は、勘定の 釣りあいを旨とする存在性の根本動向が表出したも のに他ならない。

対して、「自由のある様態」によって、「無償なものは何もない」という存在性が断絶されるとすれば、それは、何事においても帳尻を合わせる「勘定計算に異議を申し立てる」(ibid.)ことによってのみ可能となる。そして、この異議申し立てが具体的な姿をとる場面を、レヴィナスは、責任の授受という出来事の内に探し求めている。つまり、存在性を断絶させる自由は、「引き受けることのできない責任に担われた自由([1] iberté portée par la responsabilité qu'elle ne saurait endosser)」(AE 198)として結実するとされるのである。

既述のように、責任はそれを負う者の自由を超え て課せられるのであった。換言すれば、責任は、そ の理由(例えば、私があれやこれを為したからその 責任を負う)もその目的(例えば、私が過去の罪か ら解放されるために責任を引き受ける)もないままに私に帰せられる。責任が「全面的な無償さ」(AE 17)において主体に課されるという事態が発生したとすれば、それは、責任を任命された主体は、既にして、勘定の厳密な釣り合わせが支配する存在性の秩序から脱しているということを証示している。つまり、主体が「埋めあわせを求めずに――利害関心から脱すること(désintéressement)」(ibid.)は、とりもなおさず、「間を連め戻くす存在性―から脱すること(dés-intéressement)」(AE 85)でもあるのだ。

では、責任に担われた自由とは一体どのようなものなのであろうか。ここでひとは、いわゆる「有限な自由」(AE 197)という観念に訴えてこれを理解しようとするかもしれない。だが、レヴィナスによれば、もしこの観念を、無制限な自由がまず与えられていて、それがある特定の状況下で制限される、という仕方で理解したとすれば、それは不適切である。なぜなら、その場合、制限がそれとして成り立つためには、無制限の自由がある意味ではなお保持されていなければならないからである。結局のところ、このように理解された「有限な自由」という観念は、その発端からして制限されないはずの自由がいかに制限されるのか、という問題を解決するどころかむしろ改めて提起するにすぎないのである(cf., AE 197)。

したがって、問題となっている自由は、あくまで 「第一のものでも最初のものでもなく」(AE 197f.)、 善の選びに対する服従、つまり、他者への責任の 授受との関連で捉え返されなければならない¹⁰。責 任を負う唯一の者として任命されること、それは、 「誰も私にとって替わることのできない責務に晒さ れること」(AE 217)である。もちろん、例えば人 通りの多い街中で手助けを求められた私は、みずか らに課された責務を他の誰かに肩代わりしてもらう ことを期待しつつ、何らかの理由をつけて無視する ことも確かにできるであろう。だが、そのような場 合であっても、私こそが手助けをすべき者として任 命されたという事実そのものを無に帰すことはでき ない。したがって、この時、責任の忌避は、いかに 正当であるかに見える理由があろうとも、ただちに 「責務の不履行」や「過ち」、あるいは「罪」を意味 してしまう (AE 213, note 1)。このように、誰か

に肩代わりしてもらうことのできない抹消不可能な 責任を任命されることが、責任主体の唯一性を形づ くるのである。そして、レヴィナスは、ある論考 において、唯一の責任主体として任命されること とそのただ中で主体に開かれる自由との関連につ いて、次のように端的に記述している。すなわち、 「自由であること、それは、誰も私の替わりになっ て為すことができないことだけを為すことである ([ê] tre libre, c'est ne faire que ce que personne ne peut faire à ma place)」(Levinas 2002a, p.172)。

まず、このように定義された自由は、好き勝手に何でもやってよい、という恣意とは混同され得ない。というのも、恣意として解された自由は、思いのままに振る舞う私を起源とするものに他ならないからである。他方でしかし、社会的・歴史的・文化的に承認されている道徳的規範に照らし合わせて、その通りに応答することが問題となっているわけでもない。なぜなら、その場合、私は「ひとがそうするように」応答するにすぎないからである。

では、他者が望む通りに応答することがここでは求められているかというと、ことはそれほど単純ではない。そもそも、応答を迫られる場面においては、他者の方から私にどのように応答して欲しいのかについて具体的な指示が発せられるとは限らない。また、仮に他者の何らかの要請を私が感知したとしても、その通りに応答することは、他者ができたかもしれないことや本来であればやるべきであったことを私が為すにすぎない。この限りで、それは、「誰も私の替わりになって為すことができないことだけを為すこと」ではないことになる。

ここで注目されるのは、唯一の者として他者に応答する際、私は、「(ちょうど愛において――愛を愛するのでない限りは――愛されないかもしれないことを甘受しなければならないように)誤解の危険、過ちや交流の拒絶の危険を甘受する」(AE 190)のでなければならない、というレヴィナスの指摘である。何らかの応答をするよう迫られているが、私は、具体的にどう応答するのか、何が本当に善き応答なのか、を予め把握することはできない。だから、私は、他者に「誤解」されたり「過ち」を犯してしまったり、さらに悪くは、「交流」を「拒絶」されたりする「危険」を受け入れざるを得ない¹¹。このように、唯一の者として責任を任命されることで、私は、

自分自身の恣意からも、世間で通用している道徳規範からも、さらには、応答の相手である他者からも解放され、具体的にどう応答を為すのかの一切が私だけに委ねられる、という寄る辺なき状況に身を置くことになる。このような意味で、私が唯一の責任主体として任命されるとき、私には自由が開かれているのである¹²。

5. おわりに

本稿はここまで、善の無起源性という概念を出発 点としつつ、善による主体の選びがなぜ倫理をめぐ る決定論に陥ることがないのかを明らかにしようと 努めてきた。その歩みを要約するとすれば、以下の ようになるであろう。

レヴィナスは、私の自由に対して善の選びが先行 するとしつつも、そのことは、私をして善の奴隷た らしめるわけではない、と主張していた。そして、 その理由はまさに、善の善さゆえに、善の選びに対 する私の非自由が贖われるからであった。本稿は、 この贖いの内実を、非自由のたんなる解消としてで はなく、責任に担われた限りでの自由の開示として 解釈することを試みた。善に選ばれることで他者に 対する応答の責任を課されることそれ自体を、私は 抹消することも拒絶することもできない。しかし、 その際、具体的にどう他者に応答するかの一切は当 の私自身にのみ委ねられており、だからこそ、私 は、応答する相手である他者を前にして自由なので ある。したがって、善に選ばれるという非自由を課 されることそれ自体によって、逆説的にも、選ばれ た主体は、善への完全な隷従に陥ることから救い出 される、と言うことができる。

以上を踏まえれば、次のような結論に本稿は到達することになるであろう。善に選ばれることは、確かに、徹底して受動的な仕方で他者に応答するよう促された責任主体として任命されることである。だが、他方で、そのことによって、私が為す応答は、先行する原因によって機械的に引き起こされる結果という地位にまで切り詰められることになるのではない。むしろ、善による選びによって、私は、自分自身の応答だけが問題となるような自由という状況へと差し向けられるのである。したがって、レヴィナスが『存在の彼方へ』で語り出そうとする倫理

は、善の無起源的な選びを基軸とするものでありながら、善への隷従を帰結する決定論とは一線を画するものとして解釈される、と結論づけることができる。それはむしろ、自由意志に基づく自発性と隷属とを対置する二分法の手前で結ばれる、責任と自由の「錯綜した筋立て(intrigue)」(AE 17)を証し立てるものなのである。

注

- 1 以下、『存在の彼方へ』と略記する。この著作からの引用に際しては、略号《AE》を使用し、該当する頁数を算用数字で直後に併記する。なお、レヴィナスのテクストを訳出して引用するにあたっては、邦訳を参考にしつつ、拙訳を提示した。
- 原文を以下に引用しておく――《[...] le Bien ne s'offre pas à la Liberté il m'a choisi avant que je ne l'aie choisi. Nul n'est bon volontairement. Mais la subjectivité qui n'a pas le temps de choisir le Bien et qui, par conséquent, se pénètre à l'insu d'elle-même de ses rayons, ce qui dessine la structure formelle de la non-liberté, la subjectivité voit racheter, exceptionnellement, cette non-liberté par la bonté du Bien. Et si nul n'est bon volontairement, nul n'est escalve du Bien. 》
- 3 したがって、本稿は、善の選びが見境のない善への服従を帰結するわけではないことを指摘するベンスーサンの研究(Bensussan 2002)と見解を共有する。だが、ベンスーサンは、自律と他律の「両義性」(AE 232)に着目するのに対し、本稿は、先取りして言えば、善に選ばれた者の非自由の贖いという論点を集中的に考察することになる。
- 4 1940年代前半に起草されたと推定されるある草稿の中で、レヴィナスは既にプラトンのこの表現に対する関心を示している(Levinas 2009, p.66)。ただし、ナルボンヌの指摘によれば、存在に対する善の超越という発想は、プラトンそのものよりはむしろ新プラトン主義に認められるものであり、レヴィナスはこの新プラトン主義的解釈に影響を受けている(Narbonne 2004, p.56)。加えて、ブリッソンの指摘によると、プラトンそのひとは善を「存在の彼方」に位置づくものとしては考えておらず、感性的な事物に対しては明白な優

- 位を持ちつつそれ自体感性的に知覚される太陽と同様、威厳と力の点において他の存在者を超え出るものでありながらそれ自体ひとつの存在者である、という両義的な位格を持つものとして善を捉えていたとされる(Brisson 2000, pp.83-87)。
- 5 したがって、シャリエが正当にも指摘している ように、善の主体に対する先行性は、「ひとはみ な善人である」という、いわゆる性善説には帰着 しない(Chalier 1998, p.73)。
- 「選び」という概念は、いわゆるユダヤ民族の 選民思想との関連を想起させるものである。実際、レヴィナスは、1947年の論考「ユダヤ人であ ること」をはじめとするユダヤ思想に関する論考 において、この概念の意味を追究している(cf., Levinas 2002b, p.104f.)。だが、レヴィナスは、 「選び」という語の使用について、「哲学において は、他者への責任によって限定された意味しか与 えることはできない」(AE 195)と『存在の彼方 へ』で注記し、この概念をユダヤ思想へと一元 的に切り詰めてしまうことを戒めている。本稿で は、善に把捉される主体の受動性を表わすものと してもっぱらこの概念を理解する。
- 7 法学的な帰責の概念を踏まえつつ、この点をより詳細に論じた研究としてZielinski 2004 (pp.117-138) を参照。
- ⁸ 以下、この論文からの引用に際しては、略号《HA》を使用し、該当する頁数を算用数字で直後に併記する。
- 9 「贖う」と訳出したフランス語の動詞《racheter》は、「買い戻す・買い足す・再び買う」、「(金や賠償金を払って)清算する」、「(身代金を払って、奴隷や捕虜などを)請け出す・釈放させる」、「(代償を払って、自由や名誉を)回復する」など、広義のエコノミーの範疇に属する言葉でもある。互いに連関を欠いたかに見える意味内容を同居させるこの言葉についての比較語源学的考察としてはBenveniste 2017 (pp.129-137)を参照。
- 10 論文「ヒューマニズムと無一起源」のある脚注の中で、レヴィナスは、『存在と無』においてサルトルがまさに責任と自由を論じている箇所で登場する「自由という刑を宣告されている(condamné à la liberté)」(HA 120, note 13)とい

- うよく知られた表現を取り上げ直している(cf., Sartre 1998, p.598)。しかし、レヴィナスは、「主体それ自体をも含めて、主体において存在するあらゆるものは当の主体自身による定立に起源を持つ」(HA 120, note 13)と考えるフィヒテと同じ立場の哲学者としてサルトルを認定している。その限りで、主体に先だつ無起源的なものから主体を捉えようとするレヴィナスとサルトルは対照を成す。責任と自由という主題をめぐって両者の近さと遠さを論じた研究としてはWaldenfels 2006を参照。
- 11 レヴィナスは、他者が発する唯一の規範的命令 として「汝殺すなかれ」という戒律に言及するだ けであり、私の倫理的行為を導くそれ以上の規 定については不問に付しているが (cf., Salanskis 2006, p.35f.)、その理由の一端はまさにこの点に 存すると思われる。
- 12 実際、レヴィナスは、私が他者に為す応答には、 善から離反し悪へと傾斜するという可能性が含ま れると指摘している (cf., HA, p.89)。受肉せる主 体の身体性という観点から、善に選ばれた主体の 悪や無責任の可能性を論じた研究としてFranck 2008 (pp.169-180) を参照。

引用・参考文献

([]内は初出の年を指す)

- Barash, J. A. 2006 《Mémoire et immémorial chez Levinas》, in: Joëlle Hansel (éd.), *Levinas: de l'Être à l'Autre*, PUF, pp.123-136.
- Bensussan, G. 2002 《Quand faire c'est dire: Naase venichma dans l'œuvre de Levinas》, in: Danielle Cohen-Levinas et Shmuel Trigano (dir.), Emmanuel Levinas: Philosophie et judaïsme, In Press.
- Benveniste, É. 2017 Le vocabulaire des institutions indoeuropéennes : 1. Économie, parenté, société [1969], Minuit.
- Brezis, D. 2012 Levinas et le tournant sacrificiel, Hermann.
- Brisson, L. 2000 Lectures de Platon, Vrin.
- Chalier, C. 1998 Pour une morale au-delà du savoir : Kant et Levinas, Albin Michel.
- Franck, D. 2008 L'un-pour-l'autre : Levinas et la signification, PUF.
- Levinas, E. 1990 《Humanisme et an-archie》 [1968], in: Humanisme de l'autre homme [1972], Fata Morgana, Le Livre de Poche (=HA).
- Levinas, E. 2002a 《La Révélation dans la tradition juive》 [1977], in: L'au-delà du verset: lectures et discours talmudiques [1982], Minuit,
- Levinas, E. 2002b 《Être juif》[1947], in: Cahiers d'études lévinassiennes, pp.99-106.

- Levinas, E. 2003 Autrement qu'être ou au-delà de l'essence [1974], Martinus Nijhoff, Le Livre de Poche (=AE).
- Levinas, E. 2009 Œuvres 1 : Carnets de captivité suivi de Écrits sur la captivité et Notes philosophiques diverses, Grasset/IMEC.
- Narbonne, J.-M. 2004 Lévinas et l'héritage grec, suivi de Cent ans de néoplatonisme en France, Vrin.
- Salanskis, J.-M. 2006 Levinas vivant, Les Belles Lettres.
- Sartre, J.-P. 1998 L'être et le néant : Essai d'ontologie phénoménologique [1943], Gallimard.
- Tengelyi, L. 2014 L'Expérience de la singularité, Hermann.
- Tornay, A. 1999 L'oubli du bien : la réponse de Lévinas, Slatkine
- Waldenfels, B. 2006 《La liberté face à l'autre. Lévinas et Sartre: ontologie et éthique en conflit》, in: *Cahiers d'études lévinassiennes*, n° 5, pp.151-174.
- Zielinski, A. 2004 Levinas : La responsabilité est sans pourquoi, PIIF